

学生証の更新について 【法科大学院】

4月以降在籍する者で、休学等により2020年3月31日で有効期限を超過する学生証は、4月1日以降に大学院チームで新学生証と交換します。**(※2020年3月31日まで有効の学生証を持参すること)**

なお、在学期間を延長しようとする者は、3月10日（火）までに在学期間延長届を大学院チームに提出すること。

2020年1月28日
大学院チーム